

資料編

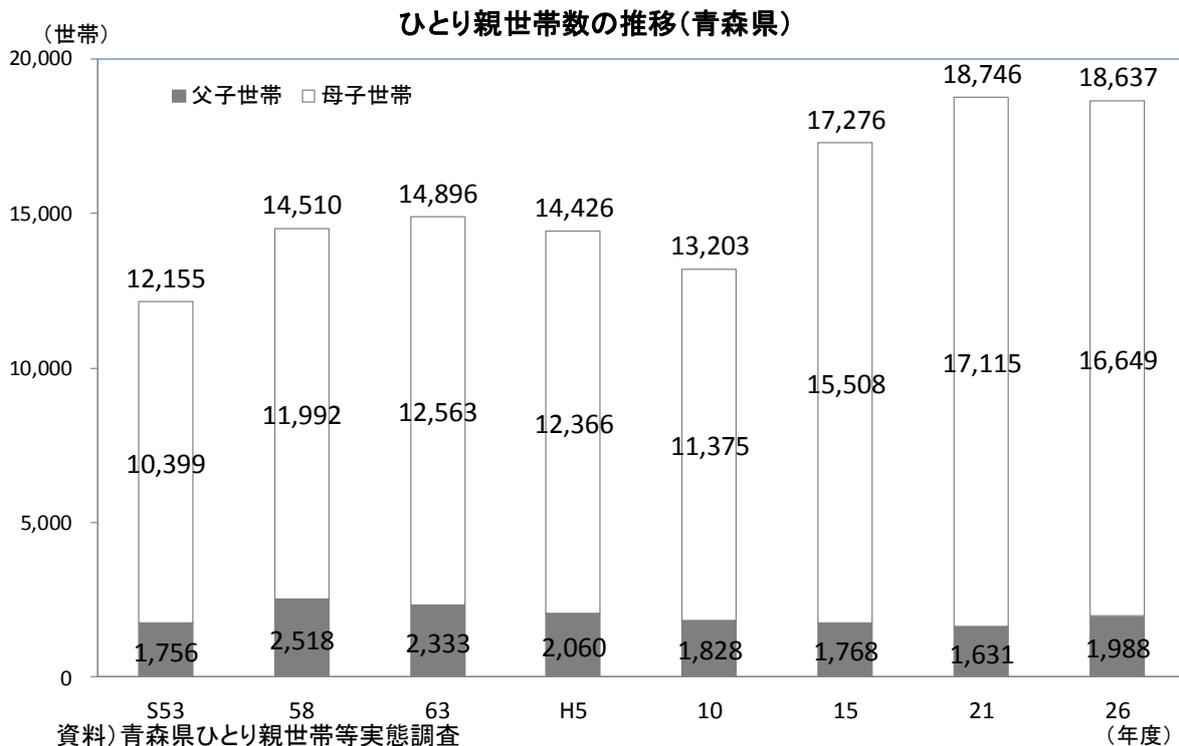
1 ひとり親世帯数について

(1) ひとり親家庭等実態調査対象世帯の推移

本県の平成 26 年度におけるひとり親世帯（※）数は、18,637 世帯となり、平成 21 年度と比べて 0.6%の減少となりました。

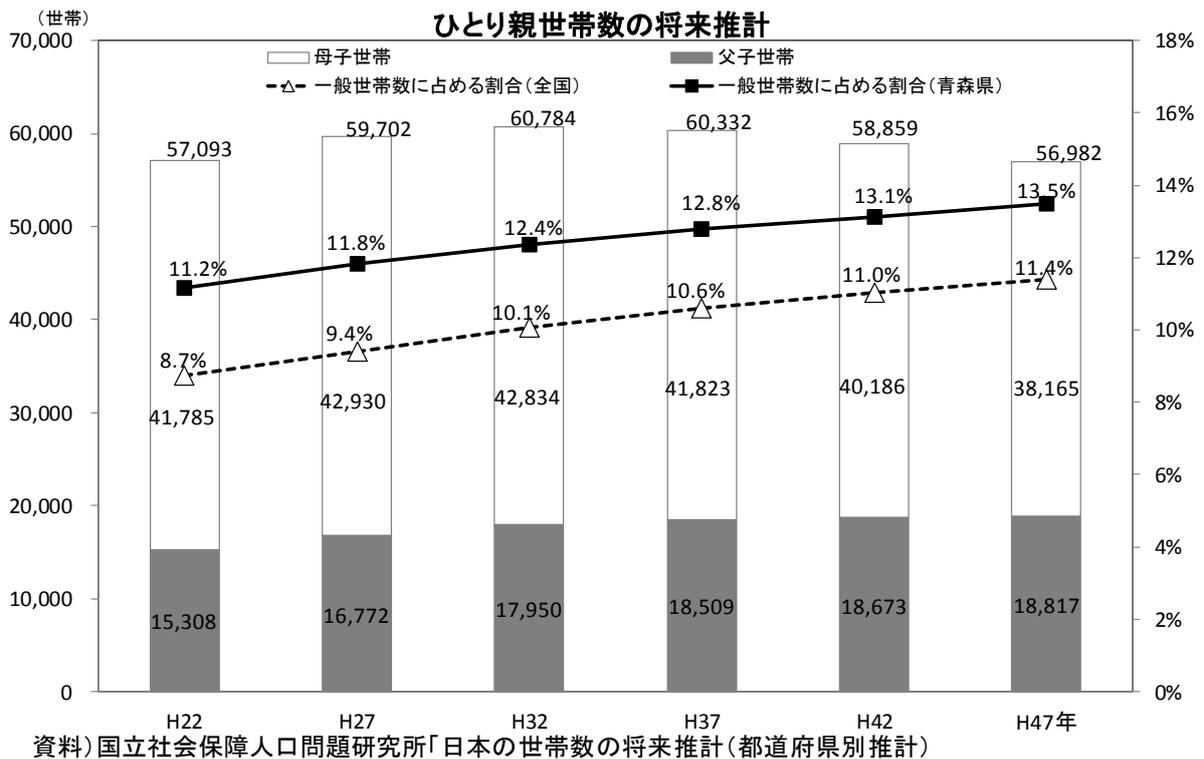
世帯別では、母子世帯が 16,649 世帯で平成 21 年度に比べ 466 世帯（2.7%）の減少、父子世帯は 1,988 世帯で平成 21 年に比べ 357 世帯（21.9%）の増加となっています。

（※）配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている 20 歳未満の児童（未婚の者に限る）からなる世帯



(2) ひとり親世帯の将来推計について

本県におけるひとり親とその子からなる世帯数の将来推計を見ると、総数では平成 32 年までは増加していきませんが、以後減少に転じます。しかしながら、一般世帯数に占める割合をみると、一貫して増加していくと推計されており、本県では全国平均よりも高く、平成 47 年においては、13.5%となり全国平均を 2.1 ポイント上回っています。

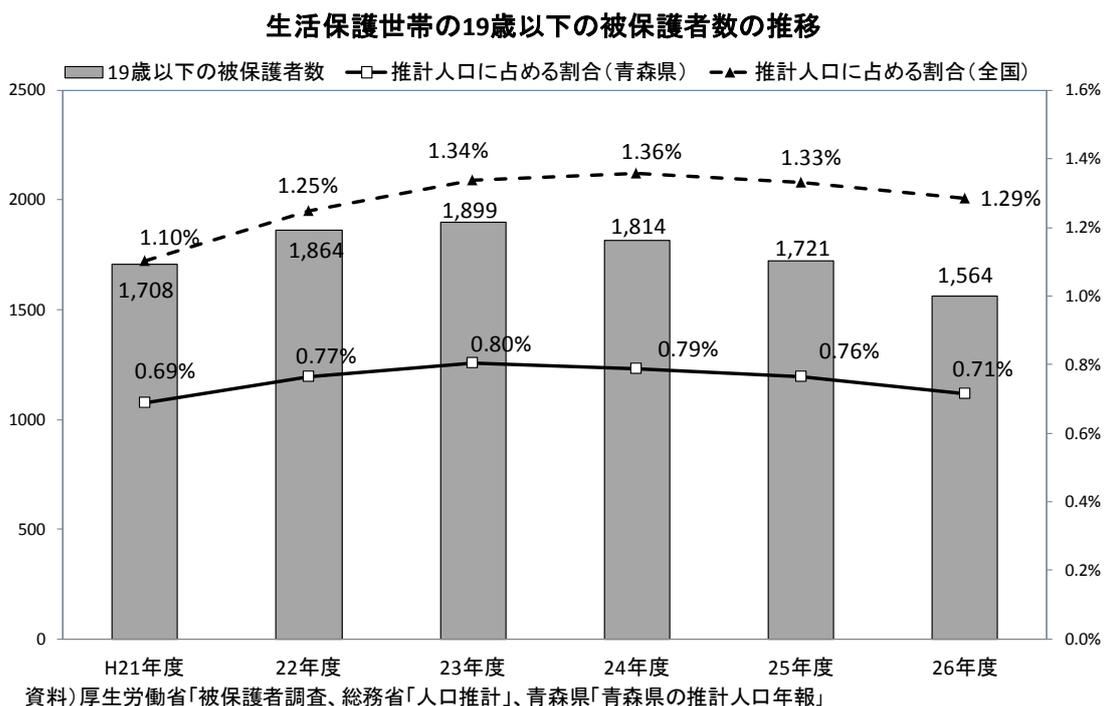


2 生活保護世帯における 19 歳以下の被保護者数

本県の生活保護世帯における 19 歳以下の被保護者数を見ると、平成 24 年度以降減少しており、平成 26 年度は 1,564 人となっています。

19 歳以下の人口に占める被保護者数の割合は、平成 25 年度は 0.71% となり、被保護者数同様に平成 24 年度以降減少しています。

全国の 19 歳以下の人口に占める被保護者数の割合は、平成 26 年度は 1.29% となり、2 年連続して減少していますが、本県とのかい離が大きくなる傾向にあります。

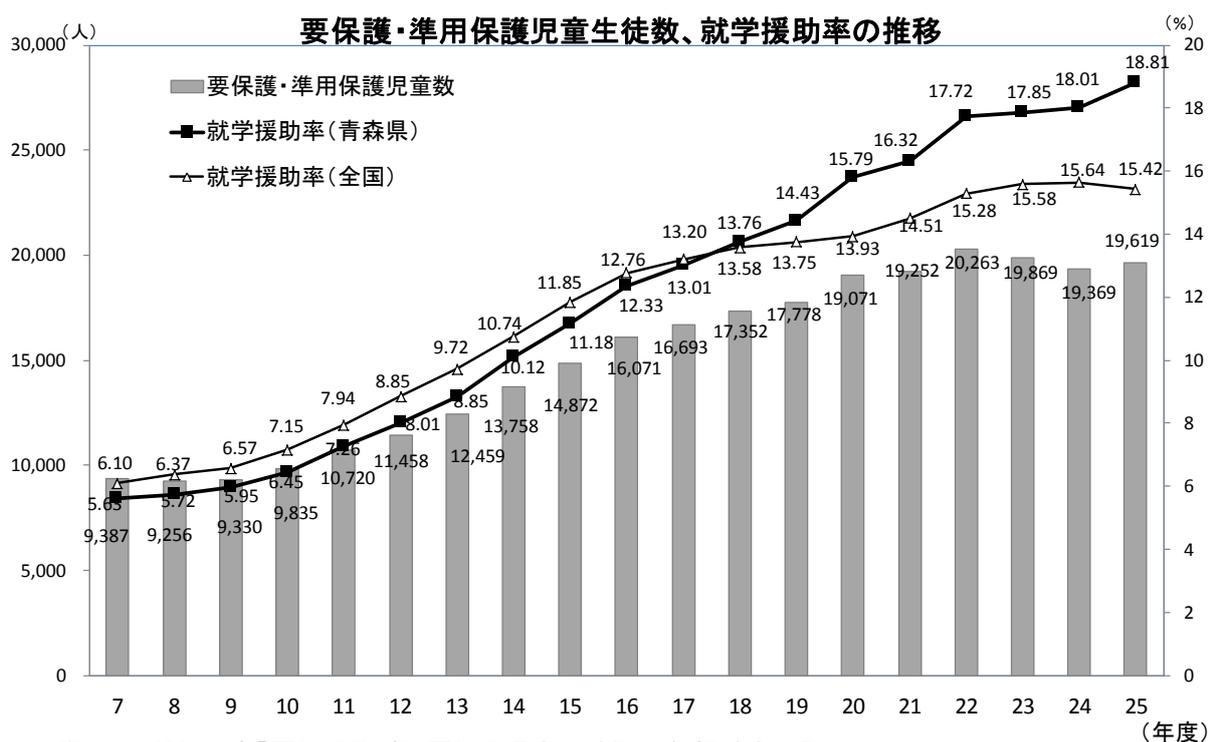


3 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は増加傾向で推移しており、平成 25 年度は 19,619 人となっています。就学援助率（公立学校児童生徒数に占める要保護・準要保護児童生徒数）も上昇傾向となっており、平成 25 年度は 18.81% となっています。

全国の就学援助率も上昇傾向で推移していますが、平成 25 年度は 15.42% となり、前年度に比べ 2.2 ポイント減少しています。

本県の就学援助率は平成 18 年度以降全国を上回っており、平成 25 年度は 3.39 ポイント全国値を上回りました。



資料) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

要保護生徒児童数：各年 7 月 1 日現在で生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者として各市町村が把握している人数

準要保護児童生徒数：当該年度内に各市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除く。

4 社会的養護児童数

本県の社会的養護施設入所児童数は減少傾向で推移しており、平成 27 年 4 月 1 日現在では、369 人となっています。そのうち、児童養護施設が 262 人で全体の 71.0% を占めており、次いで里親が 59 人と全体の 16.0% となっています。

社会的養護児童数

(4月1日現在)

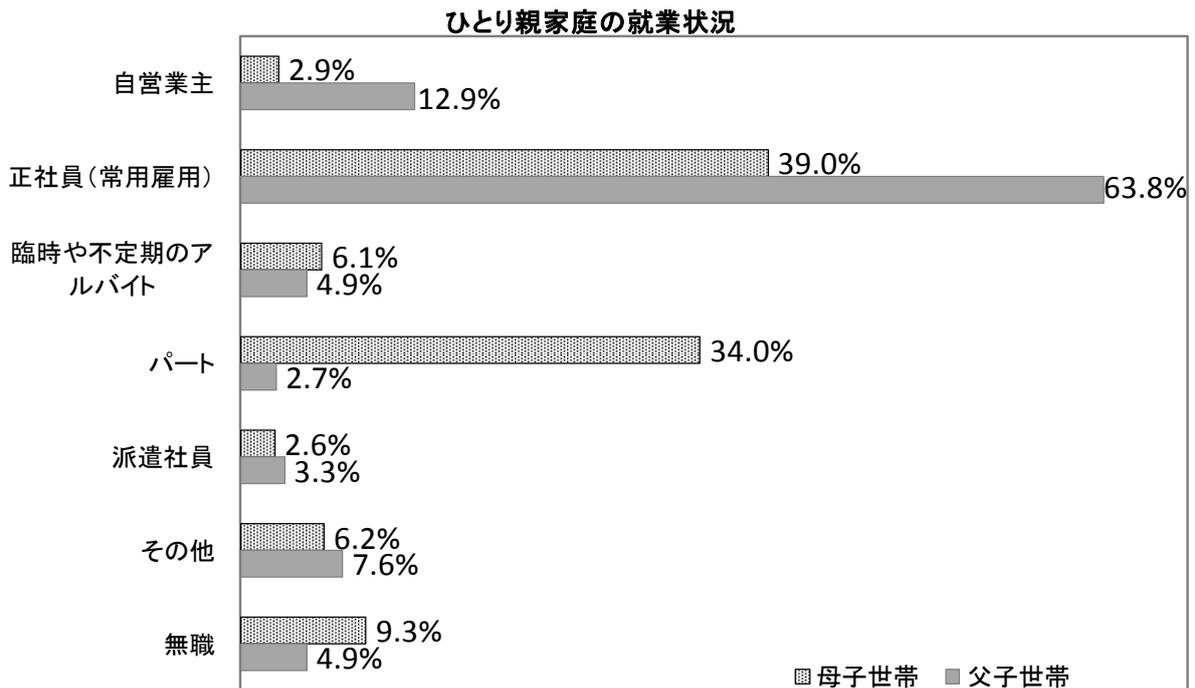
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童養護施設	335	353	342	357	335	350	349	337	311	300	312	275	262
乳児院	34	25	27	27	33	33	32	22	29	26	17	18	21
児童自立支援施設	17	19	12	16	15	13	11	14	14	12	10	7	7
情緒障害児短期治療施設	3	4	2	2	1	0	8	1	17	21	24	22	20
里親	43	44	44	46	47	43	45	55	52	53	53	60	59
自立援助ホーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	432	445	427	448	431	439	445	429	423	412	416	382	369

※ ~H26年は「児童相談」より
 ※ 27年は措置児童名簿より

5 ひとり親家庭の親の就業状況

本県の母子家庭の母、父子家庭の父の就業状況をみると、母子家庭では全体の90.7%、父子家庭では95.1%が何らかの仕事に従事しています。

雇用の形態別では、母子家庭の母及び父子家庭の父とも正社員が最も多くなっていますが、母子家庭の母では、パートも34.0%を占めています。

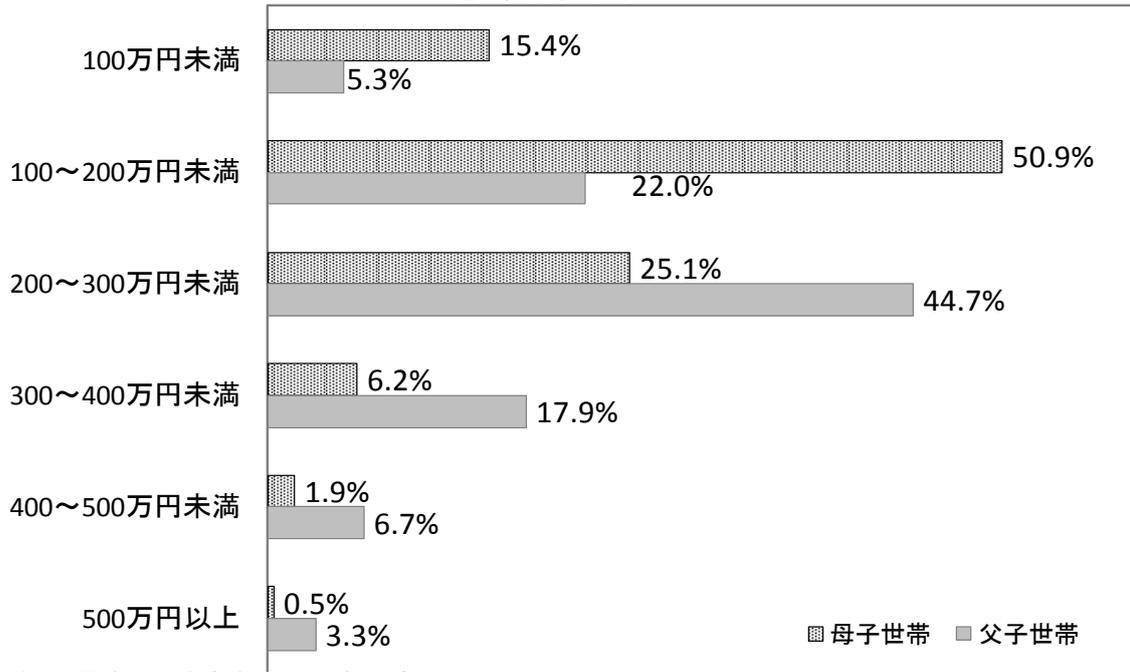


資料)平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査

6 ひとり親家庭の年収

本県の母子家庭の年収をみると、100~200万円未満が50.9%と最も多く、半数を超えおり、200万円未満の世帯が全体の約6割を占めています。また、父子家庭では、200~300万円未満が44.7%と最も多くなっています。

ひとり親家庭の年収



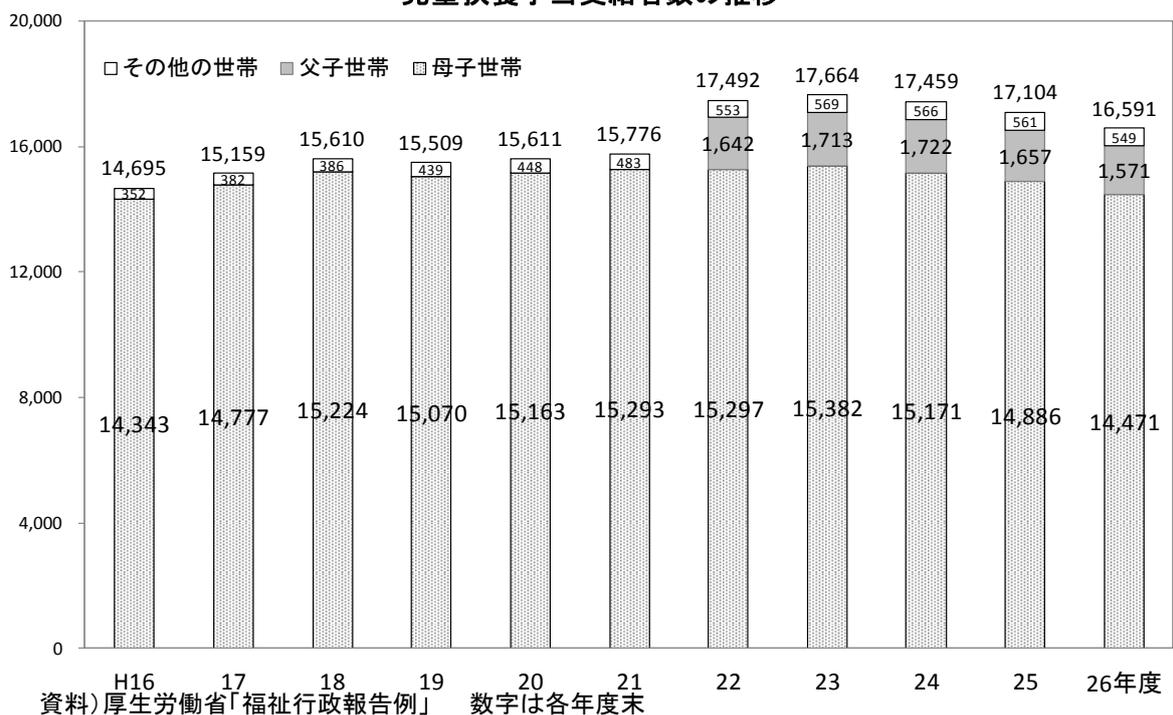
資料)平成26年度青森県ひとり親家庭等実態調査

7 児童扶養手当受給者の推移

本県における児童扶養手当受給者の推移をみると、平成 22 年 8 月の制度改正により、父子家庭も手当の対象となったことから、平成 22 年度は前年度に比べて、10.8%増加し 17,472 人となりましたが、平成 23 年度の 17,664 人をピークに以降減少が続いており、平成 26 年度は 16,591 人となっています。

平成 26 年度の内訳をみてみると、母子世帯が 14,471 人で全体の 87.2%、父子世帯は 1,571 人で全体の 9.5%となっています。

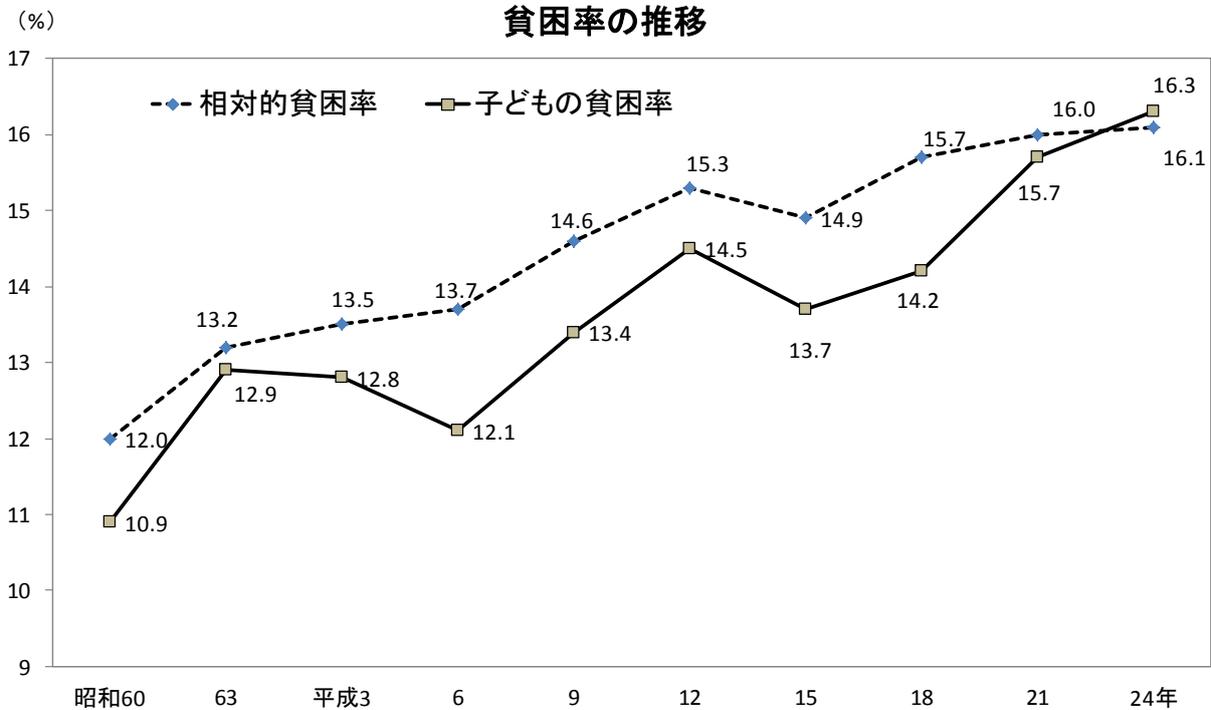
児童扶養手当受給者数の推移



《参考》 貧困率について

我が国の相対的貧困率は、上昇傾向で推移しており平成 24 年は 16.1%と過去最高となりました。

子どもの貧困率についても平成 18 年以降連続して増加しており、相対的貧困率同様、過去最高の 16.3%となっています。



資料) 国民生活基礎調査

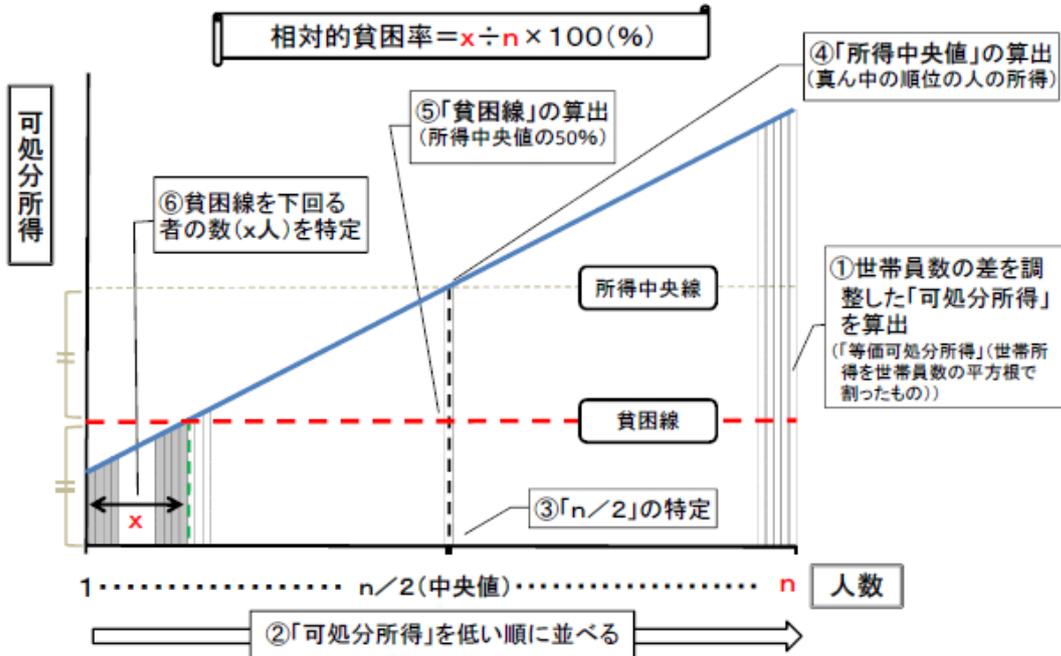
(貧困率の算定方法)

貧困率は、国民生活基礎調査のデータを基に、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいた方法で算出される相対的貧困率を用いています。

- 相対的貧困率：所得中央値の 50%以下の所得である者の割合
- 子どもの貧困率：17 歳以下の子ども全体に占める所得中央値の 50%以下の所得である子どもの割合
- ※ 子どもが属している世帯の等価可処分所得（世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの）を基に計算

【参考資料】

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

